

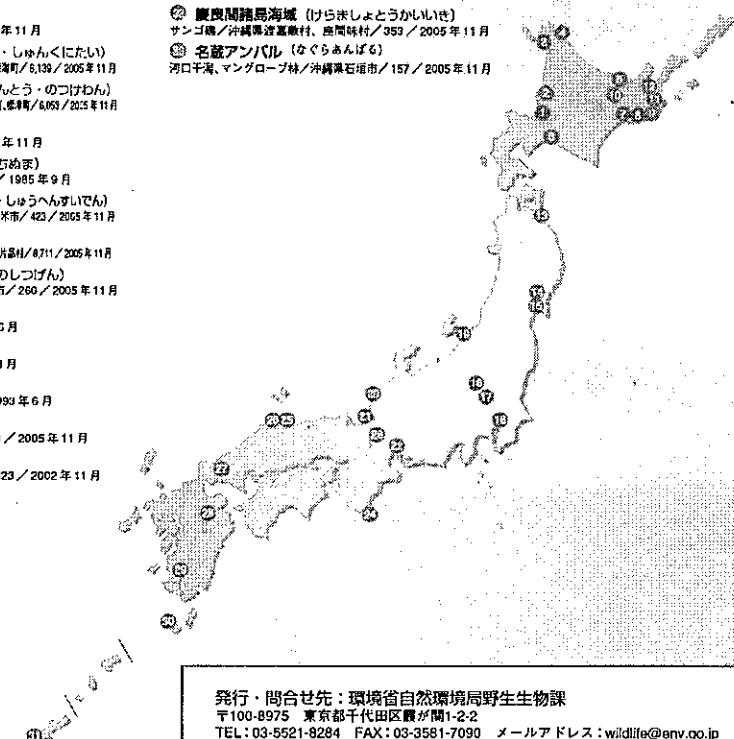
# 日本のラムサール条約湿地

(2007年3月現在)

## ◎選地名

選地のタイプ/所在地/面積(ヘクタール)/登録年月

- ① 宮島沼 (みやじまぬま)  
淡水湖/北海道美唄市/41 / 2002年11月
- ② 開拓沼遺原 (うりゅうぬましづがん)  
苔原沼原/北海道雨竜町/624 / 2005年11月
- ③ サロベツ原野 (さろべつげんや)  
苔原沼、中河内沼、大河内沼、淡水湖/北海道雨竜町、幌加内町/2,560 / 2005年11月
- ④ クッチャロ湖 (くっちゃんこ)  
淡水湖、低湿原/北海道根室別町/1,607 / 1989年7月
- ⑤ 潟港湖 (とうかつこ)  
淡水湖/北海道網走市、小清水町/900 / 2005年11月
- ⑥ ウトナイ湖 (うとないこ)  
淡水湖、洞爺湖川流域の低湿地/北海道苦小牧市/510 / 1991年12月
- ⑦ 剣路瀬原 (くしろしづがん)  
苔原沼、河川・河川底泥沼原/北海道根室町、網走町、舞鶴村/7,863 / 1993年6月
- ⑧ 屏岸湖 (びょうがんこ)  
淡水湖、河川・河川底泥沼原/北海道厚岸町、美深町/5,277 / 1993年6月
- ⑨ 舞多布瀬原 (まいたっぷしづがん)  
苔原沼、低湿地/北海道、河川・河川底泥沼原/北海道根室町中・北・東、宗谷町/2,504 / 1993年6月
- ⑩ 阿寒湖 (あかんこ)  
淡水湖/北海道釧路市/3,118 / 2005年11月
- ⑪ 國道湖・舊國岱 (かうれんこ・しゅうくれんたい)  
淡水湖、干潟、溝渠、苔原、低湿地/北海道留萌市、留萌町/6,139 / 2005年11月
- ⑫ 野付半島・野付岬 (のつけはんとう・のつけみさき)  
潮間帶、干潟、低湿地/北海道、宗谷郡、稚内市、留萌市、豐頃町、美深町/6,053 / 2005年11月
- ⑬ 仮沼 (ほだけぬま)  
低湿地/北海道第三沢村/222 / 2005年11月
- ⑭ 伊豆沼・内沼 (いすぬま・うちぬま)  
淡水湖/宮城縣東原市、亘理市/559 / 1985年9月
- ⑮ 黒糸沼・南刈水田 (かくじぬま・みなみかりみずたん)  
農地、水田/北越後郡、磐梯郡、吾妻郡、長瀞町、北斎藤宿町、猪苗代町、塙町/423 / 2005年11月
- ⑯ 尾瀬 (おぜ)  
沼澤地、低湿地/福島県猪苗代町、新潟県魚沼市、新潟県片品村/8,711 / 2005年11月
- ⑰ 奥日光の遺原 (おくにっこうのしづがん)  
高層沼原、中間沼原、淡水湖/栃木県日光市/260 / 2005年11月
- ⑱ 谷津干潟 (やつひがた)  
干潟/千葉県習志野市/40 / 1993年6月
- ⑲ 佐湯 (さかた)  
淡水湖/新潟県新潟市/78 / 1995年3月
- ⑳ 片野駒池 (かたののましりけ)  
淡水湖、水田/石川県加賀市/10 / 1993年6月
- ㉑ 三方五湖 (みかたごこ)  
淡水湖/福井県若狭町、敦賀市/1,110 / 2005年11月
- ㉒ 藤前干潟 (ふじまえひがた)  
干潟/千葉県名古屋市、匝瑳村/323 / 2002年11月



発行・問合せ先：環境省自然環境局野生生物課  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL:03-5521-8284 FAX:03-3581-7090 メールアドレス: wildlife@env.go.jp

【編集】特定非営利活動法人 日本国際湿地保全連合  
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル6F  
TEL:03-5614-2150 FAX:03-6808-4187  
メールアドレス: info@wi-japan.org ホームページ: http://www.wi-japan.org

【編集協力】ワイスオフィース

## 【協力・写真提供者】

安藤元一、小林禎史、齊藤さゆり、高橋淳二郎、弘藤岳久、阿寒アイヌ工芸協同組合、阿寒観光汽船株式会社、阿寒湖温泉旅館組合、阿寒湖温泉旅館組合、阿寒町商工会青年部阿寒湖畔支所、阿寒プロジェクトフィッシング協会、厚岸水鳥觀景館、NPO法人阿寒觀光公社まちづくり推進機構、まりも保育部、大鷲町、別海町、釧路国际ウェッテランドセンター、釧路市阿寒湖畔支所觀光課、釧路市阿寒町行政センター環境課、釧路市環境部環境生活課、釧路市教育委員会マリ干研究室、(財)自然公園財团阿寒湖畔支所、(財)前田一歩園財团、佐渡水鳥・濕地センター、滋賀県、島根県、秋芳町、郡東町、菅原野町、日光市、美唄市、福井県、別海町、北海道釧路支庁地域政策部環境生活課、マリモ保護会、(有)阿寒ネイチャーセンター、米子水鳥公園ネイチャーセンター

# ラムサール条約湿地の ワイズユース

～健やかな湿地、元気な地域への道しるべ～



環境省  
Ministry of the Environment

# ラムサール条約とは

ラムサール条約とは、  
湿地の保全と、  
ワイスユース（賢明な利用）を  
進める条約です。



## なぜラムサール条約というのですか？

ラムサール条約の正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。1971年、イランのカスピ海に面する町、ラムサールで開催された国際会議で採択されたため、「ラムサール条約」と呼ばれるようになりました。生物多様性保全に関する地球規模の条約としては、最も早期に採択されたもので、先駆的な存在となっています。

## ラムサール条約の特徴は？

湿地は、さまざまな生き物の生息地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支えている貴重な資源です。ラムサール条約は、国際協力によって、湿地の保全とワイスユース（Wise use = 賢明な利用）を進めていくことを目的としています。また、その手段として、交流・学習・普及啓発（Communication, Education and Public Awareness = CEPA）を重視していることが特徴です。

条約の採択当初は、国境を越えて行き来する水鳥の生息地としての湿地の機能に重点が置かれていました。各団体の取組が進む中で、水鳥の生息地だけではなく、さまざまな湿地生態系が果たす役割の重要性が広く認められるようになっています。

## どのように取り決めがなされるのですか？

3年に1度開催される「締約国会議（Conference of the Contracting Parties 略称：COP）」において、今後取り組んでいく事項や計画、予算などが決議や勧告として採択されます。締約国会議には、締約国のほか、非締約国、国際機関、NGO、自治体などもオブザーバーとして数多く参加し、各自の活動を報告したり、議論に参加したりします。

2005年11月には、第9回締約国会議（COP9）がウガンダの首都カンパラで開催され、約120カ国から約1,000人が参加しました。第10回締約国会議は、2008年10月～11月に韓国・慶尚南道の昌原（チャンウォン）市で開催されます。

## 日本はいつ加入したのですか？

日本は1980年にラムサール条約に加入し、釧路湿原が最初の条約湿地として登録されました。2007年3月現在、世界154カ国が加入しています。アジア地域でも、多くの国が加入しています。



## ラムサール条約湿地とは何ですか？

条約に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のことです。

ラムサール条約の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準（15項目の9つの基準）に沿って、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載します。これが「ラムサール条約湿地（Ramsar site）」です。

2007年3月現在、世界には1,650の条約湿地があり、総面積は約1億4,960万ヘクタールにのぼります。日本の条約湿地は、2007年3月現在、33カ所、13万293ヘクタールです。

# ラムサール条約湿地とは

## 湿地とはどんなところですか？

ラムサール条約では、「湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい＝塩水）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時ににおける水深が6メートルを超えない海域を含む。」（条約第1条1項）と、定義しています。これには、湿原、湖沼、河川、遊水池、湧水地、カルスト台地の地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁、水田、ため池、水路、ダム湖などが含まれます。

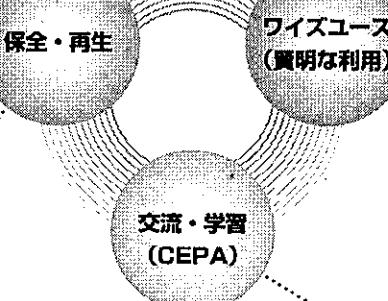


## ● ラムサール条約の三つの柱

条約の目的である、湿地の「保全（・再生）」と「ワイスユース（賢明な利用）」、そしてこれらを支え、促進する「交流・学習（CEPA）」。これが条約の基盤となる3つの考え方です。

この三つの柱は、互いに支えあっています。湿地の適切な「保全・再生」には、生態系に配慮した持続可能な「ワイスユース」が不可欠です。「ワイスユース」は、「保全・再生」が行われている健全な湿地の恵みに支えられています。また、「保全・再生」と「ワイスユース」を進めるためには、湿地に関わる関係者の「交流・学習・普及啓発」活動が推進力として大きな役割を果たします。

湿地は、さまざまな動植物の生息地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支える大切な資源もあります。条約では、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であり、湿地の喪失は取り返しのつかないことであると認識し、将来にわたって湿地を保全していくことを呼びかけています。



湿地が提供するさまざまな恵みや湿地が持つ価値については、人々にまだ十分認識されていないのが実情です。湿地の保全とワイスユースを進めるためには、まずは湿地に開拓を持つさまざまな関係者に対して普及啓発活動を行い、湿地の自然環境に親しむ機会や、湿地の働きや重要性について理解する機会を提供することが重要です。

また、これらの活動を支援し促進するため、関係者が互いに情報や経験を共有し、連携・協力するしくみを設けることも大切です。

湿地は、私たちの身近にあり、人間の生活環境や社会活動と深い関わりを持っています。このため、ラムサール条約では、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する「ワイスユース」を進めることを図っています。

「ワイスユース」は、健康で心豊かな暮らしや産業などの社会経済活動とのバランスがとれた湿地の保全を推進し、子孫に湿地の恵みを受け継いでいくためのとても重要な考え方なのです。



# 湿地の恵み、ワイズユースとしくみづくり

湿地の恵みを賢く使うこと（ワイズユース）によって、私たちの暮らしは豊かになり、将来の世代にもこの豊かさを引き継ぐことができます。

ワイズユースは、生物多様性が豊かで、健全な湿地から得られる恵みの利用です。またワイズユースを支えるしくみとして、普及啓発・ネットワーク・調査研究などの取組を進めることが重要です。

## 湿地の恵み（生態系サービス）

- ①食料、水、燃料等の供給
- ②気候緩和、洪水制御、水質浄化等
- ③精神的充足、美的価値、レクリエーションの機会等の提供
- ④一次生産（光合成）、栄養分の循環、土壤形成等

## 豊かな生物多様性



## 生態系サービスとは

生態系のさまざまな機能の中で、特に人間が恩恵を受けている機能を「生態系サービス」と呼びます。ラムサール条約では、「人々が生態系から受ける恩恵」と定義されています。

私たちは、無償で生態系サービスを得ていますが、森林の消失による土壌荒廃のように、ひとたびそれが失われてしまうと大きな損害を受けます。

## 集水域・沿岸域とは

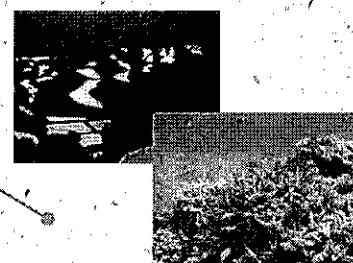
淡水や雨水は、土地の高さに従って、川や湖沼などの湿地に流れ込みます。水路涵養林や伏流水も含めて、流れ込む先の湿地を同じくする流域全体を、その湿地の「集水域」と言います。

「沿岸域」とは、海岸線をはさんだ陸域および海域の、一定の範囲を指します。ここには、干潟、藻場、富性湿地、砂浜、礁浜など、さまざまな環境が含まれます。

## 湿地のつながり (集水域・沿岸域等のまとまりの考え方)

湿地は水環境の影響を受けやすく、変化に対して弱いのが特徴です。水の流れは連続しているため、そのまとまりを指す「集水域」や「沿岸域」を考慮することが、湿地の保全・利用の上で重要です。

## 健全な湿地からの恵み ～ワイズユースの前提～



## 産業と経済を育てる

- ・漁業
- ・農業
- ・観光業 など



## 知恵・技・心が結び合う 暮らしをつくる

- ・憩いと遊び
- ・伝統的な知恵・技



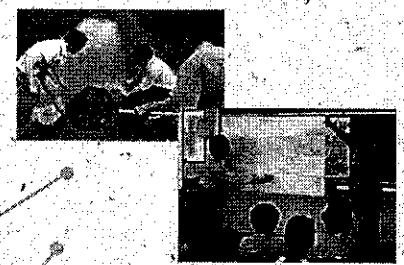
## ワイズユース（賢明な利用）



## 保全・再生

- ・清掃・植林
- ・外来生物駆除
- ・希少動植物の保全
- ・シカの食害防止
- など

## しくみづくり ～ワイズユースを支える手立て～



## 交流・学習・普及啓発 (CEPA)

- ・ワークショップ開催
- ・世界湿地の日
- ・施設での普及啓発
- ・ボランティア育成



## ネットワーク

- ・湿地内の関係主体のネットワーク
- ・全国・ブロックレベルのネットワーク
- ・海外とのネットワーク



## 調査研究・モニタリング



## 「豊かさと経済を育てる」～ワイズユースの事例①～

「古事記」では、日本は「費葦原瑞穂國（とよあしはらみすほのくに）」、本州は「秋津（=トンボ）嶺（あきつしま）」と呼ばれていました。周囲を海に囲まれ、温暖で多雨な気候の日本は、まさに「湿地の国」と言えます。

生態系に配慮し、持続可能な方法で行われている産業、私たちの心を豊かにする憩いや遊び、世代を超えて引き継がれてきた伝統的な知恵と技は、湿地のワイズユースの代表例です。

### ブランド力のある特産物と観光地づくり

漁業や農業、観光業などは、湿地のさまざまな恵みを活用することで成り立ち、地域の活性化に貢献しています。

近年、自然環境の保全を意識したブランド力のある特産物づくりや「全国区」の観光地づくりが注目されています。徹底した資源管理を行っている漁業、渡り鳥が飛来する水田での農業、自然環境に配慮した観光など、私たちの暮らしを支えるワイズユースが行われています。



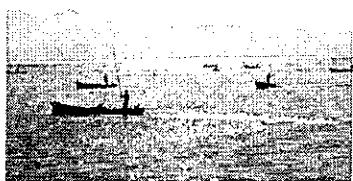
### 漁業

シジミ日本一の産地における徹底した資源管理

～宍道湖～

宍道湖は、淡水と海水が入り交じる汽水湖で、シジミの全国漁獲量の約40%を占める日本一の産地です。ここで獲れるヤマトシジミは「宍道湖しじみ」としてブランド化されており、全国的に有名です。シジミは餌の植物プランクトンとともに湖水を吸い込んで吐き出すことにより、水をろ過しており、水質浄化に貢献しています。またシジミの漁獲によって、湖の有機物を除去することができるので、富栄養化の軽減にもつながります。

シジミは4メートルより深いところには生息できないため、宍道湖での生息適地は湖全体の3分の1しかありません。宍道湖漁業協同組合では、禁漁区の設定、漁獲量の制限、違反者に対する罰則の規定などにより、自主的な資源管理を行っています。



高品質ブランド商品「カキえもん」と湖の水質保全の取り組み

～厚岸湖・別寒刃牛選原～

内湾の厚岸湖と汽水湖の厚岸湖では、カキやアサリの養殖が盛ん。特にカキについては、近年になって漁協の徹底した監理の下で品質を高めています。地元産の稚貝にこだわって育てたブランド商品「カキえもん」は、東京の有名店でも使われるなど、高い評価と人気を得ています。

おいしく安全なカキを継続的に生産していくためには、湖の水質保全がとても重要になります。厚岸では、漁協が先頭に立って、合成洗剤を石けんに転換する運動を始めました。今では町民のほとんどが協力しています。また、湖に流入する河川の上流部の森林が豊かであること、カキの漁獲を支えているため、町をあげて植林活動を行うなど、広い視野で湖の環境保全に努めています。



### 農業

生きものあふれる田んぼでつくる  
「ひゆみずたんぼ米」

～燕栗沼・周辺水田～

宮城県の燕栗沼は、例年数万羽のマガノが飛来して冬をすごす、国内有数のマガノの越冬地です。沼の周辺の水田では、収穫を終えた冬の水田に浅く水を張っておく「ひゆみずたんぼ（冬期湛水水田）」が行われています。「ひゆみずたんぼ」は、飛来したマガノやハクチョウ類に羽を休める場所を提供するばかりでなく、イトミミズがつくる「とろとろ層」による抑草効果や糞による農地の肥沃化など、農家にとっても恩恵をもたらしています。

このような取り組みが評価され、燕栗沼だけではなく、沼をとりまく水田も一体のものとしてラムサール条約湿地に登録されました。ひゆみずたんぼで無農薬・無化学肥料で作られた「ひゆみずたんぼ米」は、渡り鳥と人間との共生をアピールする特産品として販売されています。



潟管轄や水位管理による管理と利用

～佐潟～

佐潟は、ハクチョウ類の飛来地として、また、オニバスをはじめ希少な水生植物の自生地として知られています。昔から、地域の人々によって、農業用水としての利用や漁業、運搬の採取などが行なわれ、夏は、村をあげて湖底の枯れた植物やドロの清掃活動「湯普請」をおこない、春はドロを岸辺の潟田にあげて有機肥料として利用するなど、人々の暮らしと密接に関係しながら潟が保全されてきました。

近年は、社会環境の変化や潟の自然遷移が進んでいく中で、かつての活動を参考に、現代版「湯普請」を地元住民が主体となり、N G O、行政の協力を得て実施しています。また、保全の視点からの伝統的な水位管理も地元住民の手で行われているほか、コイ・フナ漁、盆花用のバスの花取り、薺根採取などが引き継がれ、行なわれています。



### 観光

官民の協力による湿原保全と入山者対策

～尾瀬～

高層湿原が広がる尾瀬は、国立公園の核心部として原生的な自然が保たれています。一方、年間35万人程度の入山者があるため、自然環境に負荷をかけない利用が課題となっています。このため、尾瀬保護財団を始め、関係行政機関・自治体・事業者などの連携・協力により、自然保護と観光利用の両立を目指した取り組みが進められています。湿原には木道が整備されているほか、マイカー規制、ゴミ持ち帰り運動や公衆トイレの整備、湿原の植生復元事業などが行われています。同時に、ビターセンターや案内標識などの施設整備により、利用面の充実化も図られています。

高層湿原の観光地としては、ほかに奥日光の湿原、雨竈沼湿原などが知られています。



日本最大のカルスト地形、国内最大級の鍾乳洞  
～秋吉台地下水系～

日本最大のカルスト台地、秋吉台の地下にある鍾乳洞、秋芳洞には、年間約90万人の観光客が訪れます。約10キロメートルの総延長のうち、約1キロメートルが観光用に公開されています。洞内は、年間を通じて気温が17℃と一定で、百枚皿、黄金柱、千葉敷などと名づけられた、長い年月をかけて形成された自然の造形美を楽しむことができます。

ここには、地元に詳しいスタッフが、未公開洞窟の探検や秋吉台の草原ウォーキングのガイドなどを行なう「秋吉台観光ディレクター制度」があります。観光客の要望にきめ細かく対応し、満足度を高める工夫がなされています。



# 知恵・技・心が結び合つ暮らしづくる～ワイズユースの事例②～

## 憩いと遊び

湿地は、私たちに憩いと遊びの場を与えてくれます。湿地の豊かな自然と美しい景観は、訪れる人々にやすらぎをもたらしてくれます。また、湿地の保全に配慮しながら、ハイキング、バード

ウォッティング、ダイビング、カヌーなどを楽しむことは、私たちの心を潤し、体を元気にしてくれるワイズユースということができます。

## 憩い

### 湖のある風景が地元の誇りに

～宍道湖、三方五湖～

シジミで知られる宍道湖は、湖に浮かぶ嫁ヶ島をバックに沈む夕日の美しさでも有名です。日没になると多くの人々が湖畔を訪れ、一日の疲れを癒したり、会話を楽しんだりして、湖に映える美しい夕日は地元の誇りになっています。夕日鑑賞スポットやサンセットクルージングなど、夕日をじっくり楽しむ方法も豊富に用意されています。

三方五湖は、日本海とつながる5つの湖の色が微妙に違って見えることから、「五色の湖」とも呼ばれています。美しい湖の景色を堪能できるドライブコースや遊覧船があり、訪れる人々にとって魅力になっています。

湖の環境を守るために、地元ボランティアによる清掃活動、学校での環境学習などを通じて環境保全活動が行われています。

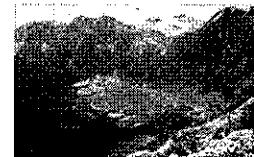


### 春を告げる野焼きが懐持する渥原景観

～くじゅう坊ガツル・タデ原渥原～

くじゅう坊ガツル・タデ原渥原は、九重火山群に囲まれた盆地や山麓に形成された中間湿原です。渥原有特有の植物群落や希少植物が見られ、火山と草原が織りなす美しい景観と点在する温泉を求めて多くの観光客が訪れます。ミヤマキリシマが咲く初夏や夏山シーズン、秋の紅葉の時期はとくにございをみせます。

この渥原景観は、地元の人々がボランティアの協力を得て毎年行っている野焼きによって維持されています。渥原は放っておくと森林に移行してしまうため、低木が茂らないよう、毎年春先に火を入れて枯れ草を焼きます。野焼きは轟労働を伴いますが、焼いた後には新しい草が芽吹き、夏には鮮やかな緑の渥原になります。



## 遊び

### 自然に配慮して遊ぶ

～クッチャロ湖、霧多布湿原など～

クッチャロ湖、ウトナイ湖、風蓮湖・春国岱、仏沼、伊豆沼、内沼、谷津干潟、藤前干潟、琵琶湖など、数多くの湿地は渡り鳥の重要な飛来地となっており、遠く海を越えて渡って来た鳥たちを観察するバードウォッキングが盛んです。これらの湿地では、観察施設などでフィールドマナーの指導がなされているほか、自然環境の保全のため、鳥類生息調査や水質調査、清掃活動などが行われています。

霧多布湿原では、NPO、民間業者などにより、カヌーや温原ガイドウォーク、昆布干し体験など、湿原の四季と地元産業を体感できるエコツアーが多数実施されています。厚岸湖・別寒刃牛湿原では、タンチョウの繁殖への影響軽減のため、カヌーの1日

の乗り入れ数を制限しています。

年間10万人以上のダイバーが訪れる慶良間諸島海域では、ダイバーや船によるサンゴの損傷を防ぐため、地元の自治体、観光業者、漁協などにより、係留ブイの設置やダイビングの規制区域を設けるなどの自主的取組がされています。黒潮の影響でサンゴ群集がみられる串本沿岸海域でも、ダイバーへのマナー徹底を図り、サンゴの保全に努めています。



## 伝統的な知恵と技

古くから伝わる知恵や技（わざ）には、資源を枯渇させず、湿地がもたらす恵みを持続的に利用することにより、暮らしに役立てていたものがみられます。ワイズユースの考え方は決して新しいものではなく、実は私たちが受け継いできたものもあるのです。地域の伝統的な知恵や技を再発見し、現代に応用することも有用です。

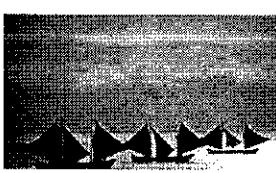
また、海や川、湖などの湿地にまつわる祭りや歌は全国に数多くあります。祭りや歌を通じて自然とその恵みに感謝するところを大切にし、将来に伝えていくという考え方方がワイズユースにつながります。

## 知恵と技

### 「打瀬舟」による穏やかな漁法

～野付半島・野付湾～

野付半島の砂嘴に囲まれた野付湾では、浅い湾内に広大な海草のアマモ群落が広がっており、ホッカイシマエビの生息場所になっています。ここでは、漁船のスクリーでアマモを傷つけないよう、動力を使わず風の力を利用した漁法をとっています。白い三角形の帆をあげた船「打瀬舟（うたせぶね）」を流しながら網を引く独特の漁法は、明治時代から続けれれており、夏から秋の野付湾の風物詩になっています。また漁協では、漁期や1日の漁獲量、網目の大きさなどを制限し、厳しい資源管理を行っています。穏やかな漁法により網を使わないで獲るため、ひげ1本も折れない、奥みのない優良なエビが獲れ、高値で取引されています。



### 命のゆりかご、ヨシの保全と活用

～琵琶湖～

日本最大の湖である琵琶湖の湖岸は、かつて広大なヨシ原に覆われていましたが、干拓や開発により、その多くが消失しました。ヨシ群落は、魚の産卵場所や稚魚の生息場所の提供、水質浄化、湖岸の浸食防止など、さまざまな機能を持っています。滋賀県では、ヨシ群落の果たす役割を見直し、1992年にヨシ群落の保全に関する条例を制定しました。この条例に基づき、ヨシの植栽や刈り取り、清掃などが東民の参加も得ながら行われています。刈り取られたヨシは、廃棄土やヨシ紙への加工に加えて、「びわ湖ヨシたいまつまつり」などのイベントや環境学習で活用されています。



### 「坂網漁」による伝統的なカモ猟

～片野鶴池～

片野鶴池では、江戸時代から「坂網」と呼ばれる特殊な投げ網によるカモ猟「坂網漁」が行われています。鶴池に生息するカモは、昼間は鶴池で休息し、夜になると周辺の水田に採餌に飛び立ちます。この習性を利用して、日没時に池の周辺の丘で待ち伏せし、丘を飛び越えて行くカモに向かって、大きな三角形の網を投げ上げて捕獲するのが坂網漁です。カモを一度に取り尽くさず、必要な分だけ捕獲するしくみで、石川県の有形民俗文化財にも指定されています。地元の捕獲組合では、漁期や獵区、捕獲数を決めているほか、鶴池の環境保全にも取り組んでいます。



### 地域の人々により受け継がれる「目玉蟹の歌」

～名蔵アンバル～

名蔵アンバルには、「アンバルヌ・ミィーダガーマ・ユンタ（アンバルの目玉蟹の歌）」という古いカニの歌があります。名蔵アンバルに今も棲む12種類のカニの姿や生態が充実に詠み込まれており、それぞれのカニの形態と動きの特徴から見事に擬人化されています。地域の人々にとって、湿地とそこに生息する生きものが身近な存在であったことを文化として伝えている例と言えます。

近年、踊りを新たに創作して歌を復活させ、子どもたちが踊るようになりました。



# しくみづくり～ワイスコースを支える手立て①～

## 交流・学習・普及啓発 (CEPA : Communication, Education, and Public Awareness)

ラムサール条約においては、湿地の保全とワイスユースを進めていくツールとして、「交流・学習・普及啓発 (CEPA)」が重視されています。2002年の第8回締約国会議において、「2003-2008年交流・学習・普及啓発プログラム」を探討し、関係主体に活動を呼びかけています。

湿地の働きや重要性、私たちの暮らしとのつながりについて、特に湿地の周辺で生活する人々に理解してもらうことが、保全とワイスユースを進める推進力になります。国内の条約湿地においても、CEPAに関するさまざまな取組が積極的に行われています。

### 地域の人々の参加によるワークショップ開催

～阿寒湖など～

阿寒湖では、2007年に環境省主催により、ワイスユースについて知り、考えるワークショップが開催されました。阿寒湖の保全や利用に関わる関係主体の参加を得て、森林の保全管理や漁業資源管理など、これまで行われてきたワイスユースの取組を再認識する機会となりました。また、よりよい地域づくりに向けた課題や方策について意見交換がなされました。

中海を抱える鳥取県では、県職員を対象にラムサール条約をテーマとした研修が行われたほか、満沸湖、仏沼など多くの湿地で、市民を対象としたワークショップなどが開催されています。

### 「世界湿地の日」を記念したイベント

～中海など～

ラムサール条約では、条約が採択された1971年2月2日を記念して、毎年2月2日を「世界湿地の日」に定めています。毎年設定されるテーマに沿って、条約事務局が作成したポスター・ステッカーなどが各国に配布されます。世界中でこの日を記念したイベントや活動が積極的に実施されており、条約事務局に報告された取組はホームページで紹介されるしくみになっています。

国内の条約湿地でも、さまざまなイベントが行われています。中海の米子水鳥公園では、湿地への感謝の言葉を書き込んで絵をつくる「ぐるぐるアート作り」やクイズなどをを行い、地元の子どもたちが多く参加しています。釧路国際ウェットランドセンター

では、地域住民を対象に、冬の湿原をSレで防れ、動植物の観察やワカサギ試食をする体験プログラムを実施しています。



### 水鳥・湿地センターを基点にした普及啓発活動

～満湖など～

那覇市街の南に位置する満湖には「満湖水鳥・湿地センター」があり、地元の子どもたちやバードウォッチャーが頻繁に訪れます。水鳥と湿地の保全について理解を深めるための自然観察や普及啓発の場として、2003年にオープンした施設です。環境省と地元自治体で構成される協議会により管理運営され、スタッフによる展示解説のほか、干潟やマングローブの生き物観察会やアート教室などが開催されています。



水鳥・湿地センターは、満湖のほか、宮島沼、クッチャロ湖、ウトナイ湖、厚岸湖・別寒牛湿原、佐湯、藤前干潟、琵琶湖にもあります。その他の湿地でも、さまざまな主体によりビジターセンターや観察・教育施設が設置されており、情報発信や普及啓発活動の拠点となっています。

### 「ガタレンジャー」育成から広がるボランティア活動の輪

～藤前干潟～

藤前干潟では、地元のNPOが、観察施設のスタッフ業務や自然観察会の企画・実施、学校団体などの現地学習の講師・補助業務を行なうボランティア、通称「ガタレンジャー」の養成講座を開いています。修了生は、さまざまな形で藤前干潟の魅力や重要性を多くの人々に伝えています。



国内の多くの湿地で、市民によるボランティア活動が広がっており、観察・教育施設での解説、自然観察会の講師、湿地の保全管理活動、調査の補助など、さまざまな面で活躍しています。

## ネットワーク

湿地の保全とワイスユースの推進には、関係行政機関、自治体、観察・教育施設、NGO、専門家など、関係主体の連携・協力が不可欠です。条約湿地間の情報交換を行い、お互いの経験から学

びあうことも視野を広げ、取組を推進することにつながります。また、日本の多くの湿地では、海外の湿地との提携や湿地ネットワークづくりが進められています。

### 湿地内の関係主体によるネットワーク

～琵琶湖など～

条約湿地内の関係主体間のネットワークとして、「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」があります。国内最大の条約湿地、琵琶湖は、最も多くの関係自治体を抱える湿地でもあります。この協議会は、滋賀県と琵琶湖沿岸の市町が、琵琶湖のワイスユースに連携・協力して取り組むために設立されました。研修交流会、琵琶湖一斉水鳥観察会などの開催、ホームページ作成や会報の発行などの活動を行っています。

そのほか、満沸湖、クッチャロ湖、風蓮湖・春国岱、仏沼、伊豆沼・内沼、谷津干潟、佐湯、片野鴨池、三方五湖、串本沿岸海域、中海、宍道湖、瀬戸、鹿良間諸島海域など、多くの条約湿地において、保全と賢明な利用の推進を目的とした行政機関や関係団体間のネットワークが設置されています。



### 全国・ブロックレベルの湿地ネットワーク

条約湿地の全国レベルのネットワークとしては、国内の条約湿地の関係市町村で構成される「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」があります。関係市町村間の情報交換と協力を進めるごとにより、地域レベルの湿地保全活動を促進するために設立されました。年1回の担当者会議と3年に1回の市町村長会議を開催しているほか、ホームページで各条約湿地の概要や最新情報、ラムサール条約に関する情報を発信しています。

12カ所の条約湿地がある北海道では、道内の条約湿地の施設機関・団体により構成される「北海道ラムサールネットワーク」と、道内の条約湿地の関係自治体により構成される「北海道ラムサール条約登録湿地市町村連絡会議」が設立されており、活動を行っています。

### 海外の湿地とのネットワーク

～谷津干潟など～

ラムサール条約では、湿地保全に関する情報交換と交流を進めるために、海外の湿地との姉妹提携や湿地ネットワークの形成が奨励されています。

日本では、谷津干潟とオーストラリア・ブリズベン市のブーンドル湿地が姉妹提携を結んでおり、市民や学校同士の交流が長年に渡って行われています。そのほか、釧路湿原、霧多布湿原、摩周湖・別寒牛湿原とオーストラリア・ニューサウスウェールズ州のハンターリバー湿地、名古屋市とオーストラリア・ビクトリア州のジロング市が湿地提携を結び、国際交流事業を行っています。

2006年には、アジア太平洋地域の渡り鳥とその生息地の保全を目的とした国際協力の枠組み、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足しました。パートナーシップに基づく重要な生息地ネットワークには、ラムサール条約湿地を含む国内の渡り鳥生息地が数多く参加しています。



# しくみつくり～ワイスユースを支える手たて

## 調査研究・モニタリング

科学的なデータを収集し、湿地の状態とその変化傾向、湿地をとりまく社会経済的状況を知ることは、ワイスユースを進める上で重要な基礎情報になります。

### 自然再生事業などによる調査研究

～釣路湿原、サロベツ原野など～

釣路湿原では、周辺での人間活動の影響により、湿原の面積減少や乾燥化、野生生物の減少が進んでいます。このため、環境省を中心とした行政機関、専門家、NPO、地元住民などの連携により、2003年には自然再生推進法に基づく「釣路湿原自然再生協議会」が発足し、自然環境調査など各種調査研究を行い、自然再生事業を実施しています。

サロベツ原野では、農地造成、道路整備、河川改修等の開発や泥炭採掘等、多様な人間活動の影響により、地下水位が低下し、湿原の乾燥化が進んでいます。このため、2005年には自然再生推進法に基づく「上サロベツ自然再生協議会」が発足し、関係行政機関、専門家及び地元関係団体が連携を図りつつ、湿原の調査研究や湿原と農業の共生に向けた自然再生事業を推進しています。

屋久島永田浜は、アカウミガメの産卵地として知られています。この産卵環境を保全・管理するため、NPO法人「屋久島う

みがめ館」が設立され、アカウミガメの生態調査・研究、産卵シーズン中のバトロールと孵化までの監視、砂浜の清掃などを行っています。

串本沿岸海域では、串本海中公園センターの専門家により、サンゴの分布状況、オニヒトデの発生状況などの定期的なモニタリングが行われています。

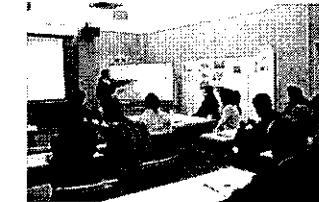
また、絶滅危惧種ベッコウタンボの生息地となっている蘭牟田池では、薩摩川内市が条例を改正し、ブラックバスやブルーギルなど外来魚の再放流を禁止しました。釣り上げられた外来魚の回収、監視・指導などに力を入れています。



## 地元の湿地の特徴を知って、より良いワイスユースを進めよう

ワイスユースのあり方は、それぞれの湿地の自然環境の状態や、湿地をとりまく社会経済的な条件などによって大きく異なります。より良いワイスユースに向けた取組の第一歩として、自分たちの湿地の特徴や課題について整理してみましょう。

日本の約6000箇所の湿地のワイスユースを評価するために、以下の9つの評価項目を挙げてみました。阿寒湖で実施したワークショップの成果を例として記載してありますので、これを参考に、自分たちの湿地でも取り組んでみましょう。湿地の保全と利用に関係するさまざまな団体に集まってもらい、意見交換するとさらに効果的です。



項目	特徴・取り組み	問題	アクション
生物多様性と生態系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水と空気がおいしい。</li> <li>・多様な生きものが棲んでいる。</li> <li>・水資源の森林に立ち入り制限区域を設けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカによる森林被害が大きい。</li> <li>・マリモについての住民の理解が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリモ生息地の復元活動を行う。</li> <li>・自然のすばらしさや価値を地元住民が共有できるようにする。</li> </ul>
集水域・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカの食害防除対策や森林整備により、水系や湖周辺の森林は豊かである。</li> <li>・生活排水が内東湖に入らないよう、下水道を整備し、水質も維持されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の森林や沼などについて、地元住民の关心が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の森林や水源地などで地元住民対象のイベントを開催する。</li> <li>・地元の人方が沿岸や周辺の森林について考える機会を増やす。</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外から観光客が景色や温泉を楽しむにやってくる。</li> <li>・冬は氷上で体験型イベントを行っている。</li> <li>・漁業禁上区域を設け、採貝・小川・養殖など資源管理を徹底している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光と自然保護の両立。</li> <li>・個人客を対象とした新しい観光商品の開発。</li> <li>・年々ワカサギが減っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客に対して、魅力的な観光プランを提示する。</li> <li>・エゾシカ内やワカサギなどの地元の食材を売却して成立立つようにしていく。</li> <li>・マリモについてわかりやすく展示する。</li> </ul>
憩い・遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釣り、バードウォッチング、森林浴等が行われている。</li> <li>・フライフィッシングは、飛行区域やキャップアンドリリースなどのルールを設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フライフィッシングのルールを守らない人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フライフィッシングのルールを多くの人々に理解してもらえるよう、普及啓発を行う。</li> </ul>
伝統的な知恵と技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌの人々の自然を愛し感謝する伝統的精神を形にした「まりも祭り」が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリモが溢れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まりも祭りをさらに発展させる。</li> <li>・湿地でとれる食材を使った料理を広める。</li> </ul>
交流・学習・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小学校で体験学習を行っており、子どもたちは湿地を大切に思っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人になってからぶり住んだ人を中心にして、湿地について知識がない人もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家たちの協力を得た、交流を含むワークショップを高く評価する。</li> <li>・他のイベントと合わせて「世界湿地の日」に取り組む。</li> </ul>
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップを開催し、観光業者や漁業、行政などの間で意見の共有を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地域の約6000箇所とのつながりがあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他のラムサール条約湿地との交流を図っていく。</li> </ul>
調査研究・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリモ復元のための調査・研究を行っている。</li> <li>・漁業に関する調査を毎年行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿地周辺で行われている調査・モニタリングがあまり知られていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・研究の結果を地元住民に報告する場を設ける。</li> </ul>
計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿地の管理・運営のための委員会や計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全とワイスユースの概念が地域の計画に十分反映されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の計画に保全やワイスユースの考え方より明確に盛り込む。</li> <li>・ワイスユース目標について自己分析・自己評価を行う。</li> </ul>

## 計画づくり

さまざまな主体が連携し、湿地の保全やワイスユースを進めていくためには、明確な目標と具体的な手段を定めた計画を作成し、関係者で共有することが必要です。

### 湿地保全を目的とした計画

～宮島沼、佐潟など～

マガンの国内有数の中継地となっている宮島沼では、2002年に美唄市によって「宮島沼保全活用計画」が策定されました。市民参加のワークショップにより市民の意見を集約し、宮島沼とマガンの保全に向けて「自然」「農業」「観光」「人・教育」の4つの視点から目標と方向性を定めています。

佐潟では、条約湿地への登録を受けて、新潟市が2000年に「佐潟周辺自然環境保全計画」を策定し、さらに2006年には条約のガイドラインも参考にしながら、進捗状況の評価、計画内容



# ラムサール条約関連用語

## ■ 蘭サル条約会議 Conference of the Contracting Parties (COP)

契約国が参加して、3年に一度開催される条約の意思決定機関。条約の実施状況・計画・予算・運営体制等について討議され、決議や勧告が採択される。非契約国、国際機関、NGOなどもオブザーバー参加可能。日本では、1993年に創設された第5回開催が開催され、国内およびアジア地域においてラムサール条約の意義が広く知られるきっかけとなった。

## ■ 蘭決議・勧告 Conference of the Contracting Parties (COP)

契約国会議で決定された内容は、「決議」または「勧告」として採択され、採択された会議毎に通号が付けられている。COP8以後、「勧告」ではなく、「決議」に一本化されている。

## ■ 蘭ラムサル条約事務局 Ramsar Convention Secretariat

スイス・ジュネーブの近郊、グランに置かれている。契約国会議の開催、国際的に重要な湿地に係る登録審査の審理、契約国への助言・情報提供を行う。

条約事務局は管理するホームページ (<http://www.ramsar.org>) には、世界の条約湿地に関する情報、過去の会議文書、技術ガイドライン、最近のニュースなどが掲載されている。

## ■ 蘭常設委員会 Ramsar Standing Committee

契約国会議と契約会議の間、条約の実施と運営状況を監督する機関。世界の各地域の地域代表などがメンバーとなっており、年に回数度開催されている。

## ■ 蘭科学技術検討委員会 Scientific and Technical Review Panel (STRP)

科学・技術的分野から、条約の実施について検討・助言などを行う委員会。専門家と国際NGO代表から構成されている。条約湿地の選定基準の見直し、賛明的な利用の概念整理、契約会議に提出する決議案のレビューなどを行っている。

## ■ 蘭国際的に重要な湿地に係る登録地 Ramsar Wetlands of International Importance

条約に定められた国際的に重要な湿地の選定基準を満たし、各締約国にラムサール条約湿地として指定され、登録された湿地のリスト。条約事務局が管理している。

## 参考資料

◆日本の条約湿地について知りたい人は…  
「日本のラムサール条約湿地」

日本の湿地の概観と、日本のラムサール条約湿地33カ所を紹介している。  
発行：環境省  
[http://www.env.go.jp/nature/ramsar\\_wetland/pamph02/index.html](http://www.env.go.jp/nature/ramsar_wetland/pamph02/index.html)

◆もっと詳しく知りたい人は…

「ラムサール条約締約国会議の記録」  
環境省では、ラムサール条約締約国会議で採択された決議について、第6回から日本語訳を行い、冊子及びインターネットで配布・公開している。  
発行：環境省  
「ラムサール条約 その歴史と発展」

ラムサール条約の成立に多大な貢献をしたG.V.T.Matthews博士による原書を邦訳したもの。  
発行：創路国際ウェットランドセンター

## ■ 蘭湿地情報票 Information Sheet for Ramsar Wetlands (RIIS)

条約湿地の概要や生態学的な特徴など、基礎情報を記載する書式。登録時に条約事務局に提出し、定期的に更新する。

## ■ 蘭国別報告書 National Report

各締約国が、契約国会議毎に提出する、自國の条約の実施状況、条約湿地の現況などに関する報告書。ラムサール条約のホームページで公開されている。

## ■ 蘭モントルーコード Montreux Code

生態学的特徴を損なうような変化が既に起こっている、または起こりつつある、起こるおそれがある条約湿地のリスト。優先的な保全措置を必要とする条約湿地への注意喚起を目的としており、当該湿地の条約国との要請または承認によって掲載される。

## ■ 蘭世界湿地の日 World Wetlands Day (WWD)

条約の採択日（1971年2月2日）を記念して、毎年2月2日は「世界湿地の日」とされている。毎年テーマが設定され、ポスターなどが事務局から配布される。この日には、湿地の保全とワイルドユースを啓発する機会として、国際会合・講演活動、植林などさまざまなイベントが世界中で実施されている。条約事務局に報告された活動のホームページを紹介される。

## ■ 蘭ラムサール条約推進国内連絡会議 Ramsar National Committee

条約の動向に基づき、日本国内でラムサール条約の実施を推進するため設置された組織。関係省庁、条約湿地の関係自治体、NGO代表で構成されている。

## ■ 蘭ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 Ramsar Wetlands of International Importance Local Government Association

日本国内の条約湿地の関係市町村による連絡会議。関係市町村間の情報交換や協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的として設立された。2007年3月現在、33湿地の関係54市町村が加入している。

## 湿地のタイプ

### ■ 海洋沿岸湿地

- A 低潮時6m以下の浅海域
- B 海洋の潮下帯域（藻場を含む）
- C サンゴ礁
- D 海底の岩礁
- E 砂浜海岸（砂州、砂嘴、砂丘を含む）
- F 河口域（河口水域とデルタ河口）
- G 干潟（泥質、砂質など）
- H 潮間帶湿地（塩性湿地、沼沢地など）
- I 潮間帶森林湿地（マンゴーブ林など）
- J 沿岸域の汽水・塩水湖湖
- K 沿岸域の淡水湖湖
- Zk(a) 海洋沿岸域のカルスト、洞窟性水系
- L 内陸デルタ

\*ラムサール条約決議書、13付箋第1にもとづく分類法で、一部略称に表記。

### M 河川（滝を含む）

N 季節的・一時的な河川

### O 淡水湖沼

P 季節的・一時的な淡水湖沼（氾濫原を含む）

### Q 塩水湖、汽水湖、アルカリ湖

R 季節的・一時的な塩水・汽水・アルカリ性沼澤地

### Ss 季節的・一時的な塩水・汽水・アルカリ性沼澤地

Tp 淡水沼沢地・水たまり

### Ts 季節的・一時的な淡水沼沢地・水たまり

U 樹林のない泥炭地（高層・中間・低層泥炭）

### Va 高山湿地（雪融け水の一時的水域を含む）

Vt ツンドラ湿地

### W 深木の優占する湿原（低木湿地林）

Xf 樹木の優占する湿原（淡水）

### Xp 森林性泥炭地

### Y 泉、オアシス

### Zg 地熱性湿地

### Zk(b) 内陸のカルスト、洞窟性水系

### ●人工湿地

1 施設池

2 ため池

3 水田、灌漑地

4 季節的に冠水する農地

5 塩田

6 脱水池、ダム

7 排糞現場・廃地

8 廉水処理区域

9 通河、用水路

### Zk(c) 人工のカルスト、洞窟性水系

## 国際的に重要な湿地を指定するための基準

**基準1：**特定の生物地理区を代表するタイプや固有のタイプの湿地、または希少なタイプの湿地

**基準2：**絶滅のおそれのある種や群衆を支えている湿地

**基準3：**生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地

**基準4：**動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地

**基準5：**定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地

**基準6：**水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

**基準7：**固有な魚類の巣床、稚、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地

**基準8：**魚類の食資源、産卵場、稚魚の成長場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地

**基準9：**鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亞種の個体群で、個体群の1%以上を定期的に支えている湿地

(注) 魚類：魚、エビ・カニ・貝類

## 日本の湿地登録の条件

日本は、次の条件を満たしている湿地を登録しています。

1. 国際的に重要な湿地であること（上記9つの基準のいずれかに該当すること）

2. 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図されること。

3. 地元自治体などの登録への賛意が得られること。

\*日本で登録されているラムサール条約湿地は、2007年3月現在、全国で33カ所です。

## ラムサール条約と条約湿地の関連ホームページ

### ●環境省

<http://www.env.go.jp/>

●外務省：ラムサール条約

<http://www.mofa.go.jp/mofa/gaiko/kankyo/yojaku/rms.html>

●ラムサール条約事務局（英語）

<http://www.ramsar.org/>

●環境省生物多様性情報システム（英語）

[http://www.biodic.go.jp/biolaw/law\\_f.html](http://www.biodic.go.jp/biolaw/law_f.html)

●日本の重要湿地500

<http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/>

●水鳥・湿地センター

<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/waterfowl/index.html>